

野辺地町におけるケアマネジメントに関する基本方針

令和2年4月1日 策定

令和5年4月1日 改正

1 基本方針策定の趣旨

高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員等で共有し、より良い介護保険事業の運営を目指すために、野辺地町におけるケアマネジメントに関する基本方針を策定します。

2 ケアマネジメントについて

ケアマネジメントは、認定者に適切なサービスを提供するため、高齢者の状態像を適切に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供するための仕組みであり、介護保険制度の中核となるものです。今後一層の高齢化を見据え、以下の考え方を保険者と介護支援専門員等が共有し、自立支援・重度化防止の推進に取り組むこととします。

(1) 高齢者の自立支援

高齢者が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態になっても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮してケアマネジメントを行います。

(2) サービスの総合的かつ効率的な提供

介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアマネジメントを行います。

利用者の要求のままにサービスを計画に位置付けるのではなく、利用者の課題分析の結果を踏まえ、適切な介護サービス量が効率的に提供されるよう配慮してケアマネジメントを行います。

(3) 公正中立の視点

介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護サービス等が特定の種類及びサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければなりません。また、利用者から、複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければなりません。

(4) 多職種連携の視点

高齢者の自立支援を実現していくためには、介護支援専門員等は、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指

定特定相談支援事業者、医療機関等の専門多職種との連携・協働が必要となります。

3 ケアマネジメントの質の向上への取組について

ケアマネジメントの質の向上を達成するため、介護支援専門員等と町は相互の協力のもと、以下について各支援を行うこととします。

- (1) 運営指導、集団指導、ケアプラン点検、給付実績を活用した指導等を通じて介護支援専門員等への支援を行います。
- (2) 介護支援専門員等に対する研修会を開催し、質の向上を支援します。
- (3) 地域ケア会議等の開催により多職種との連携・協同の体制づくりを構築するとともに地域の多様な社会資源について情報提供します。